

違反是正事例（事例 3－4）

テーマ

＜ 消防吏員による措置命令 平成 20 年 ＞

（吏員命令・4 項）

- 物品販売店舗、映画館、飲食店等が入居する複合用途ビルにおいて、物品販売店舗の階段前通路部分等に避難に支障となる物件が存置されていたことから、消防法第 5 条の 3 に基づき消防吏員による措置命令をした事例

防火対象物の概要

- (1) 用 途 複合用途防火対象物（16）項イ
（遊技場、飲食店、物品販売店舗、映画館、機械室）
- (2) 構造・規模 耐火造 地上 11 階 地下 2 階
建築面積 3971.21 m² 延べ面積 38614.73 m²
階段 3 系統（特別避難階段）
- (3) 消防用設備等
消火器、スプリンクラー設備、不活性ガス消火設備、粉末消火設備、自動火災報知設備、非常警報設備（放送設備）、避難器具、誘導灯、連結送水管、非常コンセント設備、無線通信補助設備、総合操作盤
- (4) 防火対象物定期点検報告及び特例認定
点検報告状況・・・点検報告済み 特例認定状況・・・なし

違反処理の概要

- (1) 防火対象物全体に対する過去の経過
当該対象物は、平成 15 年 9 月 6 日から使用を開始し、現在まで用途の変更はない。
また、利用者用の出入口は地下 2 階に 1 か所、1 階に 3 か所ある。
使用開始後は、毎年、年間の査察計画に基づく立入検査と、年末に実施する特別立入検査を 1 回ずつ実施している。
過去の立入検査では、避難経路の物品存置を数回指導しているが、その場で改善が可能な程度に留まっており、その都度、立入検査結果通知書による指導を行っていた。
- (2) 消防法第 5 条の 3 第 1 項命令を発動したテナントに対する過去の対応
当該テナントは 1 階と 2 階を占有する物品販売店舗で代表取締役からなる法人（株）である。査察計画に基づく立入検査では避難経路への物品存置による違反が認められないものの、無通告で実施する特別立入検査では、複数の箇所で避難上障害となる物品存置を是正指

導しており、特に1階C階段前通路部分は、過去2回（平成18年12月20日及び平成19年12月21日）指導し、即時改善している。

ア 平成18年12月20日、特別立入検査を実施（検査当日改善を確認）。

- (ア) 1階C階段前通路部分に避難上障害となる物件（商品等）を放置している。
- (イ) 1階避難口部分に設置されている避難口誘導灯が点灯していない。
- (ウ) 2階避難通路部分に避難上障害となる物件（商品等）を放置している。

イ 平成19年12月21日、特別立入検査を実施（検査当日改善を確認）。

- (ア) 1階C階段前通路部分に避難上障害となる物件（看板等）を放置している。
- (イ) 2階バックヤード避難通路部分に避難上障害となる物件（ダンボール等）を放置している。

(3) 無通告立入検査の実施

ア 平成20年12月19日、無通告による特別立入検査を実施。

統括防火管理者に趣旨を説明し、対象物全体の立会いを依頼した。

当該テナントは、店長が不在であったことから当日の責任者立会いにより実施したところ、1階C階段前通路部分に多数の避難上障害となる物品存置を認めため、検査員が物件除去命令を発動した。

イ 吏員命令時の状況

物件存置（避難上必要な施設等の管理違反（消防法第8条の2の4））の状況

- (ア) 1階C階段前通路部分にラックカーゴ3台、ダンボール4箱、看板2個、広告棚3台、脚立2台、のぼり旗4個を存置している。
- (イ) 1階南東側出口部分に避難上障害となる物件を放置している。
- (ウ) 1階B階段前通路部分に避難上障害となる物件を放置している。
- (エ) 1階エスカレータ北側防火戸部分に避難上障害となる物件を放置している。
- (オ) 1階エスカレータ区画の防火設備が商品棚により閉鎖できない。
- (カ) 1階A階段前通路部分に避難上障害となる物件（カーゴ）を放置している。
- (キ) 2階A階段前通路部分に避難上障害となる物件（ダンボール2箱）を放置している。
- (ク) 2階売場内主要避難経路部分に避難上支障となる商品棚を存置している。
- (ケ) 2階B階段前通路部分に避難上障害となる物件（ダンボール等）を放置している。

当該テナントは、査察計画に基づく立入検査時には違反がないが、年末に実施した特別立入検査では、同一場所に繰り返し違反（平成18年12月20日及び平成19年12月21日）が確認されたため、悪質と判断し、平成20年12月19日、当日のテナント責任者に対し査察員から消防法第5条の3第1項命令を発動（履行期限は交付から1時間30分後）。

査察員名で命令書を当該テナントの店長を名宛人として交付するとともに、テナントの主要な出入口1か所に命令の公示に係る標識を公示した。

ウ 履行期限となる1時間30分後に当日のテナント責任者と現場を再度確認し改善されていたため、標識を撤去した。

エ 後日、防火対象物全体の管理権原者（オーナー）が来署したので、防火管理の必要性や避難施設の維持管理体制の強化を指導するとともに、必要に応じて消防計画を見直すように指導した。

—参考—

映像資料「現場における消防吏員の命令 ～消防法第5条の3第1項～」

[違反処理基準]

④防火対象物における火災予防に危険な行為等

次の行為又は物件で火災予防に危険であると認めるもの又は消火、避難その他の消防の活動に支障となると認めるもの

3 危険物又は放置され、若しくはみだりに存置された燃焼のおそれのある物件

4 放置され、若しくはみだりに存置された物件

[一次措置]

- ・物件の除去その他の処理
- ・物件の整理又は除去

(事例)

- 階段室、廊下、通路等避難施設内を倉庫代わりに使用し、次の物件のいずれかが存置されているもの。
 - ・ガソリン、シンナー、火薬類等の危険物品
 - ・大量な化繊の衣装
 - ・本、雑誌、古新聞、ダンボール、ビールケース等の大量の可燃物等 など
- 物件が存置されていることにより、容易に通行することが困難なもの など



(事例 3 - 4) グループ検討

テーマ

＜ 消防吏員による措置命令 ＞

1. 繰り返し違反対象物に対する立入検査について

事前通告を実施した立入検査では違反がなく、無通告による立入検査で繰り返し違反がみられる対象物に対する「査察執行計画のあり方」について検討してください。

2. 消防法第5条の3の命令について

- (1) 検討グループ内で、自らが消防法第5条の3の措置命令を発した事案を相互に紹介してください。違反処理を前提とした立入検査の実施にあたり、査察員として、どのような態度で臨むか、資機材を含めた事前準備などについて検討してください。
- (2) 消防法第5条の3命令にあたり、火災の予防又は消防活動の障害除去の要件をどのように考えるか検討してください。

3. 名宛人等について

本事例のテナントは、物品販売店舗が法人で、店長を名宛人としているが、命令書、立入検査結果通知書、警告書等の名宛人について整理して検討してください。

4. 命令の期限について

- (1) 本事案における除去命令の履行期限について検討してください。経験がある場合は、自らの経験も踏まえて意見交換して下さい。
- (2) 消防法第5条の3の命令後に、防火管理体制の指導をしています。この場合の根拠条文、指導方法、命令後の再発防止についても検討して下さい。
チェーン展開している店舗であった場合についても意見交換してください。

5. 標識について

標識の掲出をテナントの主要な出入口1か所としていますが、標識掲出の方法について検討してください。また、各消防本部として、標識作成や掲出の段取り、命令書の作成や交付についてどのようにしているかについても情報提供してください。

6 教育体制等について

消防法第5条の3に基づく命令の発動状況、職員に対する教育体制、問題点等について意見交換してください。

アドバイザーが付加提示した課題及びその他グループで意見が出た内容の検討

(参考) 違反処理標準マニュアルから

第4 違反処理関係書式の記入要領等 第11 各種書式作成例

(23) 作成例㉔ 「吏員による措置命令」

消防予第〇〇〇号
〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
〇 〇 〇 〇 殿

〇〇市消防本部
〇〇消防署長〇〇係 (担当)
階級 〇 〇 〇 〇 印

命 令 書

所 在 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇番〇号
名 称 〇〇〇ビル
用 途 〇〇〇

上記防火対象物は、火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となることが認められるので、消防法第5条の3第1項の規定により下記のとおり命令する。

記

- 1 命令事項
2階階段室内におけるロッカー3基、ダンボール8箱及びビールケース10箱を除去すること。
- 2 履行期限
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分
- 3 命令の理由
2階階段室内にロッカー、ダンボール、ビールケースが存置されていることが火災の予防に危険であること及び消火、避難その他の消防の活動に支障となることと認めること。
- 4 命令を履行しない場合
(1) 上記履行期限までに、命ぜられた措置が履行されず、履行されても十分でなく、又はその措置の履行について期限が付されている場合にあつては履行されても上記期限までに完了する見込みがないため、引き続き、火災の予防に危険であると認める場合又は消火、避難その他の消防活動に支障になることが認められる場合は、消防法第5条の2第1項第1号の規定に基づき上記防火対象物の使用の禁止、停止又は制限の命令を行うことがある。
(2) 本命令に従わない場合は、消防41条第1項第1号に該当するものとして、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第239条第2項に基づき告発され、罰せられることがある。

教 示

この命令に不服のある場合は、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市長に対して審査請求をすることができる。

また、この命令については、命令を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる(訴訟において〇〇市を代表する者は〇〇市長となる。)

なお、この命令について審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決を受けた日の翌日から起算して30日以内に〇〇市を被告として処分の取消しの訴えを提起することができる。